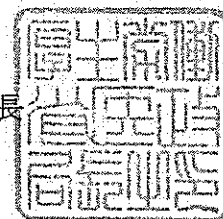


医政発0630第15号
平成28年6月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」
の一部改正について

大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請手続等については、「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」(平成15年7月28日医政発第0728001号)により、各都道府県知事あてに通知しているところであるが、今般、別添のとおりその一部を改正し、平成28年7月1日より適用することとしたので、貴職におかれても、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」の一部改正に係る新旧対照表

現行	改正
<p>医政発第0728001号 平成15年7月28日 平成17年2月8日 平成19年3月30日 平成20年3月26日 平成21年6月16日 平成22年4月14日 平成23年3月24日 平成26年3月31日</p> <p>(一部改正)</p> <p>各道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省医政局長</p> <p>大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請</p> <p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日まで、当該病院に関する指定申請書(施行通知の様式1)を厚生労働大臣に提出しなければならぬこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>医政発第0728001号 平成15年7月28日 平成17年2月8日 平成19年3月30日 平成20年3月26日 平成21年6月16日 平成22年4月14日 平成23年3月24日 平成26年3月31日</p> <p>(一部改正)</p> <p>各道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省医政局長</p> <p>大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請</p> <p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日まで、当該病院に関する指定申請書(施行通知の様式1)を厚生労働大臣に提出しなければならぬこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>医政発第0728001号 平成15年7月28日 平成17年2月8日 平成19年3月30日 平成20年3月26日 平成21年6月16日 平成22年4月14日 平成23年3月24日 平成26年3月31日</p> <p>(一部改正)</p> <p>各道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省医政局長</p> <p>大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請</p> <p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書(施行通知の様式1)を厚生労働大臣に提出しなければならぬこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>医政発第0728001号 平成15年7月28日 平成17年2月8日 平成19年3月30日 平成20年3月26日 平成21年6月16日 平成22年4月14日 平成23年3月24日 平成26年3月31日</p> <p>(一部改正)</p> <p>各道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省医政局長</p> <p>大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請</p> <p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日まで、当該病院に関する指定申請書(施行通知の様式1)を厚生労働大臣に提出しなければならぬこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

2 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力的臨床研修病院の指定の申請

(1) 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより協力的臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、当該病院に関する指定申請書（施行通知の様式1）を、基幹型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならぬこと。ただし、基幹型相当大学病院の管理者を経由できない場合には、当該基幹型相当大学病院を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

(2)～(5) (略)

第3～第8 (略)

2 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力的臨床研修病院の指定の申請

(1) 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより協力的臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書（施行通知の様式1）を、基幹型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならぬこと。ただし、基幹型相当大学病院の管理者を経由できない場合には、当該基幹型相当大学病院を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

(2)～(5) (略)

第3～第8 (略)